

# 令和3年度妹背牛町が実施した 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活などを支援するため、地方公共団体が地域の実情に応じて必要な事業が実施できるよう、国によって創生された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」ですが、本町における地方創生臨時交付金を活用した事業などについて、現段階でまとめましたのでお知らせいたします。

なお、今後も引き続き国や北海道が実施する施策の動向を注視しながら、感染症による影響や状況を考慮し必要な取り組みの検討を行っていく予定です。

活用項目	事業名	事業費	項目毎計	割合
観光施設支援	観光施設充実整備事業	1,714万円	1,714万円	16.0%
商工業支援	妹背牛商工会助成金	300万円	4,114万円	38.3%
	地域経済循環応援助成金	185万円		
	プレミアム付き商品券発行事業	1,684万円		
	新型コロナウイルス感染症対策緊急支援金	300万円		
	小規模事業者等応援緊急支援金	700万円		
	町内ハイヤー事業者緊急支援金	45万円		
小中学校支援	妹背牛商店街機能維持並びに利用促進事業	900万円	161万円	1.5%
	フィルタリングソフト整備事業	57万円		
子育て支援	感染症等の学校教育活動継続支援事業	104万円	1,432万円	13.3%
	学校給食費全額免除	797万円		
	保育所副食費全額免除	129万円		
	子育て世帯特例給付金	390万円		
	修学旅行追加費用支援事業	36万円		
農業者支援	修学旅行中止に伴う支援事業	80万円	3,095万円	28.8%
	水稻種子購入助成事業	1,067万円		
その他支援	米価下落影響緩和対策助成金	2,028万円	230万円	2.1%
	公共施設感染対策物品購入事業	50万円		
	深滝線及び北竜線運行事業者緊急支援金	180万円		
計		10,746万円		100.0%

## 観光施設支援

### 観光施設充実整備事業

1,714万円

令和3年5月～8月

観光客の減少により、妹背牛温泉ペペルにも影響が出ている状況。そこで、以前から利用者より要望が多かった飲食料品などの物販施設及び子どもたちがシャワー利用後に着替えが出来る更衣室を設置することにより、集客確保に努める。



観光施設支援

## 商工業支援

### 妹背牛商工会助成金

300万円

令和3年5月～12月

地域経済が冷え込む状況を受け、商工会が実施するポイントカードの満点カードプライスアップ事業やポイント3倍還元セール、チラシによる飲食券発行などの経費に対して助成。

商工業支援

### 地域経済循環応援助成金

185万円

令和3年5月～1月

新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食業、旅館業及び食料品小売業などは事業継続が大変厳しい状況。地域内で需要と供給の好循環を促し、各飲食店が独自のサービス向上に努め、集客確保を行い、地域経済の活性化を目指すために飲食業及び旅館業に助成。

- ・飲食業及び旅館業が町内の食料品小売業から営業に必要な食材や、酒類の購入費用に対して30%助成
- ・テイクアウトに必要な容器などを町内の小売業から購入した費用に対して30%助成
- ・対象事業者の独自サービスを商工会がまとめて周知するチラシ印刷及び新聞折込料に対して助成

商工業支援

### プレミアム付き商品券発行事業

1,684万円

令和3年6月  
(商品券使用期限 R3.12.25)

感染予防と社会経済を両立させる「新北海道スタイル」の普及と地域における消費喚起・下支えすることを目的にプレミアム付き商品券販売に対し、商工会へ必要経費を助成。

商工業支援

## 新型コロナウイルス感染症対策緊急支援金

300万円

令和3年6月

緊急事態宣言の発出による時短要請、外出自粛等によって町内飲食業や酒類販売業も経営に大きく影響を受けている状況を踏まえ、著しく落ち込む飲食業などへ今後事業を継続していくための事業資金として、1事業者一律20万円の支援金を支給。

商工業支援

## 妹背牛町小規模事業者等緊急支援金

700万円

令和3年12月

緊急事態宣言の発出に伴い、飲食業は時短営業、それに関連する酒類販売業、タクシー業なども大きな影響を受けている。また、町内商店についても外出自粛により、大きく影響を受けているため、町内商店が事業を継続していくための支援金として支給。

- 分類Ⅰ：20万円  
(飲食業、旅館業、酒類販売業、タクシー業)
- 分類Ⅱ：10万円  
(分類Ⅰ以外の商業及びサービス業等の小売販売業、治療院、理美容院などの商店)



商工業支援

## 町内ハイヤー事業者緊急支援金

45万円

令和3年12月

飲食店の休業及び外出自粛により、利用者の減少など大きな影響を受けた町民の交通手段である町内ハイヤー事業者に対して、事業継続に向けた支援金を支給。



商工業支援

## 妹背牛商店街機能維持並びに利用促進事業

900万円

令和3年12月～3月

外出自粛やイベント中止など、商店街の核である食料品店の持続的な経営に向けて支援を行うとともに、商店街に対しても通常のセールを超えるポイント分について支援し、消費意欲の喚起並びに利用促進へとつなげる。



商工業支援

## 小中学校支援

### フィルタリングソフト整備事業

57万円

令和3年7月～3月

新型コロナウイルス感染症の拡大による臨時休校やリモート学習など、児童・生徒の自宅においてもタブレット端末を活用して学習できる環境を整備するため、全ての端末にフィルタリングソフトを導入し、有害サイトへのアクセスを防ぐ。



小中学校支援

### 感染症等の学校教育活動継続支援事業

104万円

令和3年4月～11月

学校教育活動を円滑に進めるため、児童生徒をはじめ教職員などの感染防止対策に必要な物品（消耗品・備品）の購入を行う。



小中学校支援

## 子育て支援

### 学校給食費全額免除

797万円

令和3年度

コロナ禍による様々な要因から収入減少や在宅時間の増加に伴う家計費の高騰などにより、子育てを取り巻く環境は依然厳しい状況におかれているため、小中学生を持つ子育て世帯に対し、給食費負担分を免除する。



子育て支援

### 保育所副食費全額免除

129万円

令和3年度

コロナ禍による様々な要因から収入減少や在宅時間の増加に伴う家計費の高騰などにより、子育てを取り巻く環境は依然厳しい状況におかれているため、認定こども園・児童福祉施設保育所に入所している、3歳以上児を持つ子育て世帯に対し、副食費を全額免除する。

子育て支援

## 子育て世帯特例給付金

390 万円

令和 3 年 12 月

国において実施した「令和 3 年度子育て世帯等臨時特別支援事業」において、所得制限により対象にならない世帯に対して児童 1 人につき 10 万円給付することで新型コロナウイルス感染症の影響を受けている全ての子育て世帯を平等に支援する。



子育て支援

## 修学旅行追加費用支援事業

36 万円

令和 3 年 5 月～ 10 月

中学 3 年生の修学旅行は、道外に 2 泊 3 日の行程で実施するため、新型コロナウイルス感染症対策として、移動の際には公共交通機関などの利用は避け、大型バスを貸し切り、感染防止対策を行うための必要経費として支援する。

子育て支援

## 修学旅行中止に伴う支援事業

80 万円

令和 3 年 6 月～ 10 月

小学校修学旅行を 9 月 16 日から 1 泊 2 日で洞爺湖方面を予定していたが、緊急事態宣言延長に伴い、キャンセル料が発生。また、中学校修学旅行も 5 月 18 日から 2 泊 3 日で箱根方面を予定していたが、緊急事態宣言により、キャンセル料が発生。さらにその後、9 月 22 日から 2 泊 3 日に日程変更するも、目的地の感染拡大が収まらず日程・目的地変更による企画料金も発生。そこで、保護者などの負担軽減を図るため、キャンセル料及び企画料金を負担する。

子育て支援

## 農業振興

### 水稻種子購入助成事業

1,067 万円

令和 3 年 6 月～ 10 月

外食産業などの業務用米需要が低迷し、全国的な米在庫量の増加で米価が下落しており、本町農業の主体である稲作経営に多大な影響を及ぼしている。今後も米主産地としての地域農業を維持するために水稻種子の購入に要する経費の一部を助成する。



農業者支援

## 米価下落影響緩和対策助成金

2,028 万円

令和 4 年 1 月

外食産業が低迷し、全国的にコメの消費量が低下したことに伴い、米価が急激に降下。そこで、本町の基幹産業である主食用米及び備蓄米を生産している農業者の 10 a 当たりの減収に対して、ナラシ対策の自己責任負担分の 50%分を助成し、今後も米主産地としての地域農業を維持する。

農業者支援

## その他支援

### 公共施設感染対策物品購入事業

50 万円

令和 3 年 6 月～ 7 月

感染対策物品の配置不足である一部施設へ固定式サーモカメラ及び利便性の高い手指消毒用のディスペンサーを配置することにより、施設利用者の対策意識を高めるとともに、施設管理者と利用者の接触機会の軽減を図る。

その他支援

### 深滝線及び北竜線運行事業者緊急支援金

180 万円

令和 3 年 12 月

外出自粛により、利用者の減少など大きな影響を受けた地域幹線バスである深滝線及び北竜線を運行する事業者に対して事業の継続に向けた支援を行う。



その他支援

## 自動車税種別割の住所変更をお忘れなく

自動車税種別割は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。  
引っ越しで住所が変わったときなどは、運輸支局で変更登録をしてください。

次の場合は運輸支局で登録手続きが必要です

- ・住所が変わったとき（変更登録）
- ・自動車を売買したとき（移転登録）
- ・自動車を使用しなくなったとき（抹消登録）

令和 4 年度の自動車税種別割納税通知書を確実にお届けするために、3 月中に手続きをお願いします。

変更登録が間に合わないときは…

札幌道税事務所自動車税部にご連絡いただくか、道税ホームページから自動車税種別割の住所変更手続きをしてください。



【お問い合わせ先】

札幌道税事務所  
自動車税部

TEL 011-746-1190